

**特定分野に強みや専門性を持った
教師の養成・採用に係る
検討の方向性と主な論点（例）**

特定分野に強みや専門性を有する教員の養成・採用を巡る状況

- ✓ 我が国の教員養成は、大学で行うことを基本とし、また、幅広い視野と高度な専門的知識を兼ね備えた人材を広く教育界に求めるため、教員養成学部だけでなく、一般学部においても一定の要件を満たし、課程認定を受けることにより教員を養成することができる、いわゆる「開放制の教員養成」を原則としている。
- ✓ このことにより、令和3年4月1日現在、教職課程を有する大学・短期大学は831となっており、教員養成学部に限らず、様々な専門分野を学びながら教職を目指すことが可能となっている。
- ✓ 絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、多様性と柔軟性を備えた教職員集団へと転換していくことが求められている中であって、開放制による教員養成の趣旨を踏まえ、各課程認定大学がそれぞれの特色を生かしながら、特定分野に強みや専門性を有する教員を養成していくことが求められている。
- ✓ 他方、教育実習の履修時期や教員採用試験が民間の採用活動と重なる等の課題もあり、一般大学・学部において、教職課程の履修を断念する傾向が顕著にみられる例も出てきている。

教職課程を有する大学等数

(令和3年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数	免許状の種類別の教職課程を有する大学等数								
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭		
大学	国立	86	76	88.4%	50	52	71	76	21	3	52
	公立	94	65	69.1%	12	5	44	52	18	21	7
	私立	618	467(23)	75.6%	205(13)	191(13)	400(16)	419(18)	92(4)	116	108(5)
	計	798	608(23)	76.2%	267(13)	248(13)	515(16)	547(18)	131(4)	140	167(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	17	7	41.2%	4	0	3		0	1	0
	私立	308	216(8)	70.1%	202(7)	21	35(1)		9	42	2
	計	325	223(8)	68.6%	206(7)	21	38(1)		9	43	2
合計		1,123	831(31)	74.0%	473(20)	269(13)	553(17)	547(18)	140(4)	183	166(5)
大学院	国立	86	76	88.4%	49	53	70	76	31	9	49
	公立	84	37	44.0%	3	3	29	35	6	4	0
	私立	476	295(11)	62.0%	57(5)	71(5)	246(6)	269(9)	28	31	12(1)
	計	646	408(11)	63.2%	109(5)	127(5)	345(6)	380(9)	65	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	12	2	16.7%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	71	32	45.1%	3	7	12	14	1	0	13
専攻科 短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	3	1	33.3%	1	0			0	0	0
	私立	91	16	17.6%	10	2			5	0	0
	計	94	17	18.1%	11	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。
 ※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。
 ※3 大学等数は令和2年4月1日現在の数。

(教育人材政策課作成)

教員免許状の取得状況【私立A大学(開放制)の例】

- 教職課程の1年次履修者数は近年減少し続けている。(2013年：1,666人⇒2019年：756人)
- さらに、教員免許状の取得割合も低下を続けており、何らかの理由で教職課程の履修を途中断念する層も増加していると考えられる。



(出典) A大学より提供されたデータを用いて文部科学省において作成。

(注1) 「1年次履修者数」には2年次以上に履修を始めた者や科目等履修生を含まず、「卒業時免許取得者数」には5年次以上の取得者数や科目等履修生を含まない。

(注2) 「卒業時免許取得者数」は一括申請者のうち一種免許状の取得者数(専修免許状の取得者数は含まない)。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 検討の方向性（令和3年11月15日）より

(特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用)

- ✓ 教職課程と大学等で展開される多様な授業科目を組み合わせることで学修することにより、教壇に立つ上で最低限の能力に加えて、学校現場における今日的教育課題に対応した**特定分野**（※）**に強みや専門性を持った人材を養成する取組を促進する方策（教育委員会や学校現場のニーズを踏まえたものとする方策や専門分野と同時に学修する教職課程の在り方、小学校高学年における教科担任制の推進等）についても検討する。**

※データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理・教育相談、社会福祉、社会教育など

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用 (二種免許状の活用)

- ✓ 学校教育課題が多様化する中、学校現場における今日的教育課題に対応した特定分野（※）に強みや専門性を持った教師を養成することが求められているところであり、こうした新たな現場ニーズに対応した特定分野に関して高い専門性を持った人材が教師になることを促進することが重要となっている。

※ データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理・教育相談、社会福祉、社会教育の他にも、例えば、高い語学力や外国語指導力、グローバル感覚を身に付けるために、海外留学を希望する学生を念頭に、教職課程の履修にかかる負担を軽減すること等も考えられる。

- ✓ このため、専門分野の学びを深めたり、在学中に教師を志すようになった者が卒業までの間に教員免許状を取得したりすることにも柔軟に対応できるよう、学校現場における今日的教育課題に対応した**特定分野に強みや専門性を持った教師の養成に係る特例的な措置として、教職課程の履修負担の軽減を図ることとしてはどうか。**

主な論点（例）

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用 （二種免許状の活用）

- ✓ 学校現場における今日的教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った教師の養成に係る特例的な措置として、例えば、四年制大学においても、最短、二年間で免許状取得に必要な基礎資格・単位を得られる二種免許状の取得を念頭に置いた教職課程の開設や履修モデルを設定することについてどう考えるか。

- ✓ 上記を可能とするとした場合、具体的な現場採用ニーズに即したものであることを明らかにすることや、免許状の上申に適切に対応すること等の一定の条件を付すことについてどう考えるか。

（例）

- ・特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用に係る教育委員会や学校現場の具体的な採用ニーズに基づいて、大学が教職課程の開設や履修モデルの設定を行うものであること。また、そのことを公表すること。
- ・履修学生に対して、免許制度における上進の趣旨等を説明するとともに、学生の希望に応じて、一種免許状の取得に必要な単位等の履修を可能とする体制が整っていること。
- ・教育委員会と連携して採用後に免許状の上進を希望する者への対応を行う体制が整っていること。
- ・教育実習を含む教職科目の履修時期・履修要件等について、専門分野の学修等、学生の実態を踏まえた弾力的な運用に努めること。

- ✓ 特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用を一体のものとしていくための大学と教育委員会との連携の在り方についてどう考えるか。
- ✓ 特定分野に強みや専門性を持った教師の採用を促進するための取組としてどのようなことが考えられるか。

小学校・中学校教諭免許状に係る必要取得単位数

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	小学校		中学校	
		1種	2種	1種	2種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 □ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	30	16	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法 □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6	10	6
教育実践に関する科目	イ 教育実習 □ 教職実践演習	7	7	7	7
大学が独自に設定する科目		2	2	4	4
総単位数		59	37	59	37

普通免許状の授与件数

(令和元年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	274	17,886	27,993	46,153
小学校	1,595	23,171	3,567	28,333
中学校	4,530	38,854	2,625	46,009
高等学校	5,614	49,370		54,984
特別支援学校	236	5,280	7,878	13,394
養護教諭	85	2,832	1,060	3,977
栄養教諭	18	1,056	491	1,565
特別支援学校自立教科等		43	4	47
合計	12,352	138,492	43,618	194,462

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

- ✓ 各教育委員会において、特定の分野に強みや専門性を持った教師の採用のため、教員採用選考試験における特別選考として、当該専門性を持った者に選考に対する加点や一部試験免除の取組を行っている。
- ✓ 令和3年度公立学校教員採用選考試験において、芸術の技能や実績を持つ者を対象とした特別選考を実施した自治体は22県市（/68）。
- ✓ また、各種資格の保持者に対する特別選考も実施しており、情報処理技術等の資格保持者に対する特別選考は10県市（/68）で実施しているほか、臨床心理士・公認心理士等の資格を所持した者に対する特別選考を実施している自治体は11県市（/68）。また、社会福祉士・精神保健福祉士等の資格を所持した者に対する特別選考については、2県市（/68）で実施している。

芸術の技能や実績を持つ者に対する 特別選考の実施（/68県市）

- 特例を実施 : 22県市
- 特例の実施内容
 - 一部試験免除 : 15県市
 - 加点 : 3県市
 - 特別免許状の活用 : 1県市
 - その他の特別の選考 : 4県市

臨床心理士・公認心理士等の資格を持つ者 に対する特別選考の実施（/68県市）

- 特例を実施 : 11県市
- 特例の実施内容
 - 一部試験免除 : 1県市
 - 加点 : 9県市
 - その他の特別の選考 : 1県市

情報処理技術等の資格を持つ者 に対する特別選考の実施（/68県市）

- 特例を実施 : 10県市
- 特例の実施内容
 - 一部試験免除 : 2県市
 - 加点 : 4県市
 - 特別免許状の活用 : 3県市
 - その他の特別の選考 : 2県市

社会福祉士・精神保健福祉士等の資格を 持つ者に対する特別選考の実施（/68県市）

- 特例を実施 : 2県市
- 特例の実施内容
 - 加点 : 2県市

小学校高学年における教科担任制の推進

- ✓ 小学校高学年における教科担任制『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』（令和3年1月26日中央教育審議会答申）において、「義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である」、「小学校高学年からの教科担任制を（令和4（2022）年度を目途に）本格的に導入する必要がある」、とされたところである。

※ さらに、『義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について』（令和3年7月義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議報告）において、「中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべき」、「教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当」とされた。

- ✓ 今後、学校規模や地理的条件等、各地域や学校の実情に応じた教科担任制の取組を進めていくためには、小学校と中学校の教員免許状の併有促進に留意しつつ、特定教科の指導に係る高い専門性を持った小学校教師を確保する観点から、小学校教員養成の在り方について検討していくことが重要である。

「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

（令和3年7月 義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和4年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

（1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきである。

※指導形態による教科担任制の4分類

- ・中学校並みの完全教科担任制
- ・特定教科における教科担任制
- ・学級担任間の授業交換
- ・学級担任とのTeam Teaching

（2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・系統的な学びの重要性、教科指導の専門性【共通】
- ・グローバル化の進展【外国語】、STEAM教育の充実・強化【理科・算数】
- ・子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保【体育】

（3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

（4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年1学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

4. おわりに

- 当面は、以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当。対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育9年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度予算額(案) 1兆5,015億円
 (前年度予算額) 1兆5,164億円



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円 (+4,690人) ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
- ・教職員配置の見直し ▲6億円 (▲280人) ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円

※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点から踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や

複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人 (一部再掲)

✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人

✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人 (養護教諭・栄養教諭等)

小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究 (別途計上)

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

<経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)>

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する… (略)。

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人

✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人

✓初任者研修体制の充実 ▲52人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。



35人学級を担う教師の確保

小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆**小学校免許状を取得できる機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

教職の魅力上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆**教職の魅力の向上に向けた広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆**免許状の有効期限が切れた者の復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆**臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）



社会人等多様な人材の活用

学校現場に参画する多様なルートを確認する。

- ◆**試験により小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆**民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆**働きながら単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆**民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）
企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆**学び直して、学校現場で働く**（令和2年度より実施）
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



教職課程の高度化と研修の充実

新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する

- ◆ 大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる**特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発**（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要となる知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ 複数の大学が、**各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築**できる仕組みの創設（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる

- ◆ 養成段階において、**ICTに特化した科目を新設**（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ 大学が自らの課程を見直す**仕組みの整備**とその**全学的な体制の整備の義務化**（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ **（独）教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充**（令和3年度より充実・拡充）
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



教員免許更新制の在り方の見直し

必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する**包括的な検証**（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

共通開設等に関する基準等の改正（義務教育特例）

参考

義務教育特例を適用した場合の開設の一例

義務教育特例を適用することで、小学校と中学校の教科に関する専門的事項や、各教科の指導法等を共通で開設することが可能となり、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の免許状を取得することを目的とした教員養成カリキュラムを編成することも可能となる。

<教育学部初等教育学科>

小学校教諭一種免許状			
免許法施行規則		教職課程	
	単位	授業科目	単位
教科に関する専門的事項	1	国語（書写含む）	2
		国語学概論	2
		国文学概論	2
		漢文学概論	2
		書道	2
	1科目以上	初等社会	2
		初等算数	2
		初等理科	2
		生活	2
		初等音楽	2
		図画工作	2
		初等家庭	2
		初等体育	2
		初等英語	2
小計		10 単位	
各教科の指導法	1	小中国語指導法	2 必修
	1	初等社会指導法	2 必修
	1	初等算数指導法	2 必修
	1	初等理科指導法	2 必修
	1	生活指導法	2 必修
	1	初等音楽指導法	2 必修
	1	図画工作指導法	2 必修
	1	初等家庭指導法	2 必修
	1	初等体育指導法	2 必修
	1	初等英語指導法	2 必修
小計		20 単位	
合計		30 単位	

（開設科目・履修要件の設定によって▲8単位が可能）

<〇〇学部△△学科>

中学校教諭一種免許状（国語）			
免許法施行規則		教職課程	
	単位	授業科目	単位
教科に関する専門的事項	1	国語学概論	2 必修
		国語学A	2
		国語学B	2
		国文学概論	2 必修
		国文学A	2
	1	国文学B	2
		漢文学概論	2 必修
		漢文学A	2
		漢文学B	2
		書道	2 必修
小計		20 単位	
各教科の指導法	8	小中国語指導法	2 必修
		中等国語指導法II	2 必修
		中等国語指導法III	2 必修
		中等国語指導法IV	2 必修
		中等国語指導法V	2 必修
小計		8 単位	
合計		28 単位	

（開設科目・履修要件の設定によって▲2単位が可能）

開設例

▲2単位

共通開設等に関する基準等の改正（小学校要件緩和）

学校教職課程の設置の要件緩和について

小学校免許状を取得できる機会の拡大を図るため、大学が小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における新たな課程の設置を促進する。

■ 科目の開設（課程認定基準 4-2（1））

改正後	改正前
教科専門科目 10教科のうち、いずれか1教科開設	教科専門科目 10教科(※1)全て開設

※1：教科専門科目 全10教科

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語

※2：免許状取得においては、全10教科のうち1教科以上の科目の単位を修得すればよい（教育職員免許法施行規則第3条表備考第1号）

■ 専任教員の配置数（課程認定基準 4-2（4））

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・教科専門科目 1人 ・教職専門科目 3人 ・複合科目、教科専門科目、教職専門科目のいずれかで合計4人 <p style="text-align: right;">合計8人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科専門科目 5人(5教科に各1人) ・教職専門科目 3人 <p style="text-align: right;">合計8人</p>

小学校の教科担任制の導入を見据えた、教科の専門性の高い小学校教師の養成が可能になる（例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設し、理数に強い小学校教師の養成など）

教科専門科目の科目開設、専任教員配置数の要件が緩和されたことにより、大学の負担が軽減され、教科専門科目と各教科の指導法を合わせた「複合科目」の開設が促進される

小学校と中学校の両方の免許状取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」と併せて適用することにより、小学校免許状に特有の科目履修が軽減され、小学校と中学校の免許状の併有が促進される

期待される効果

現職教員が隣接校種の免許状取得に必要な要件の弾力化（別表8）

在職年数を踏まえて他校種の免許を取得する際は、法律上、現在保有している免許状の在職年数のみ換算することとされているが、例えば中学校免許状を保有する教員が小学校に専科教員として配置勤務している実態も増えているため、取得しようとする免許状の勤務年数も算入することとしてはどうか。（地方分権提案）

取得希望免許状の種類 免許状取得に必要な要件		小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状	
		幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	高等学校教諭普通 免許状
有することが必要な教員免許状					
有することが必要な教員免許状を取得した後、 当該学校における教諭等として良好な勤務成績で 勤務した最低在職年数		3年 ←		取得しようとする学校種での勤務 年数も算入できるようにする 【教育職員免許法改正】	3年
必要修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目			10(5)	
	各教科の指導法に関する科目	10(5)	10(5)	2(1)	2(1)
	道徳の理論及び指導法	1(1)			1(1)
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	大学が独自に設定する科目				4(2)
合計		13(7)	12(6)	14(7)	9(5)

※普通免許状とは、1種免許状、2種免許状又は専修免許状を指す。黒字は必要修得単位数を表す。

※最低在職年数に加えて、取得を希望する免許状に応じた学校での勤務経験がある場合、必要修得単位数を1年につき3単位減じることができる（必要修得単位数の半数を限度）。赤字は必要修得単位数の半数まで減じた場合の取得単位数。

【例】中学校教諭普通免許状を取得して中学校で教諭として3年勤務。その後小学校において専科担任として2年勤務した場合、小学校教諭2種免許状取得のために必要な単位数は6単位。

隣接校種の課程認定を受けている学科等※1数

(平成31年4月1日現在)

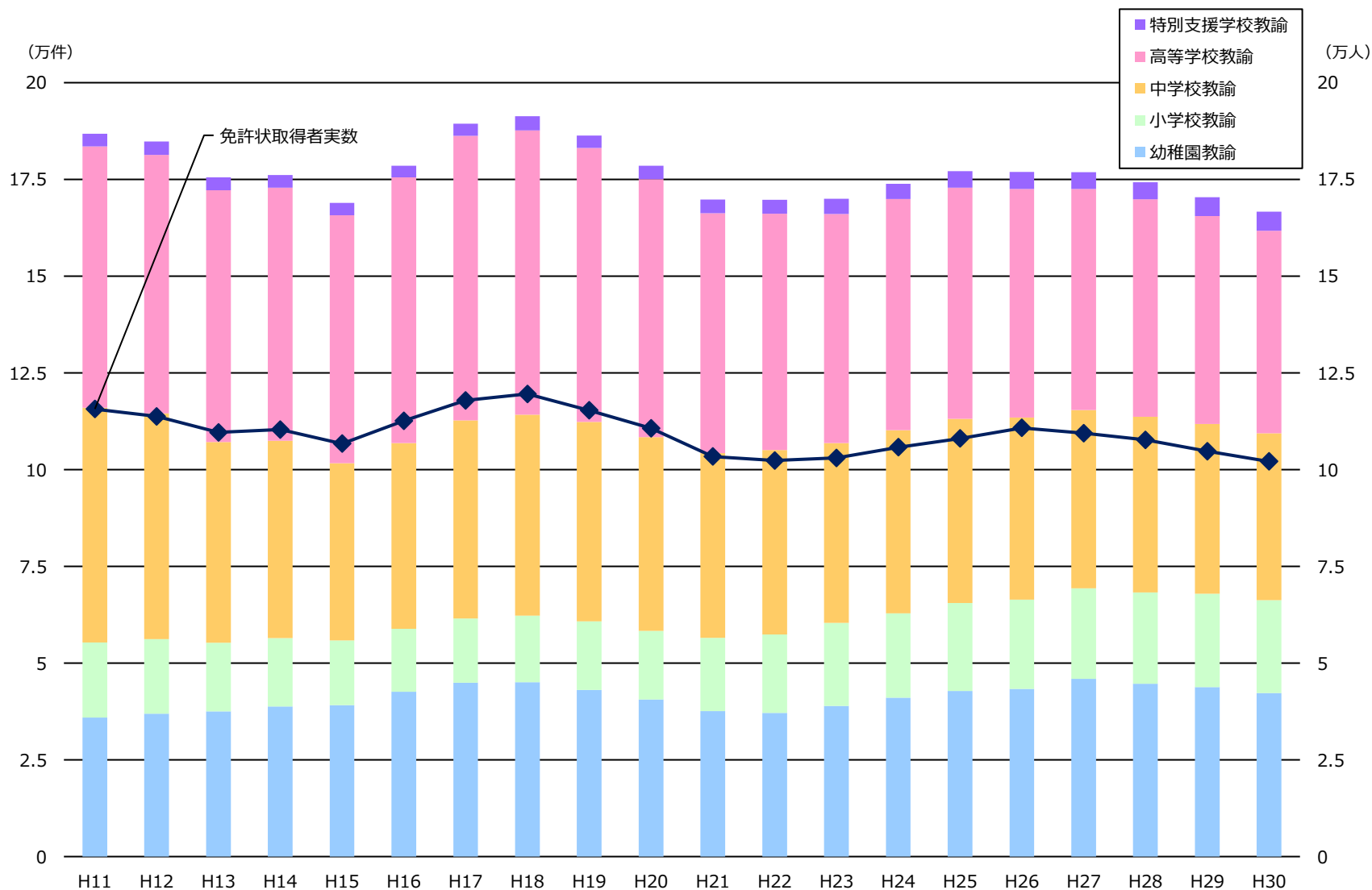
免許種別	国公私	隣接校種の認定を受けている学科等数※2			単独校種のみ認定を受けている学科等数				認定を受けている学科等の総数(校種別)※2			
		幼+小	小+中	中+高	幼稚園のみ	小学校のみ	中学校のみ	高等学校のみ	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
一種免許状	国立	62	55	437	0	3	0	256	62	67	437	693
	公立	4	1	162	9	0	0	65	13	5	163	227
	私立	168	54	1,990	75	23	4	459	245	210	2,008	2,450
	小計	234	110	2,589	84	26	4	780	320	282	2,608	3,370
二種免許状	公立	0	0	/	4	0	9	/	4	0	9	/
	私立	20	0	/	203	1	50	/	223	21	50	/
	小計	20	0	/	207	1	59	/	227	21	59	/
一種・二種計		254	110	2,589	291	27	63	780	547	303	2,667	3,370

(文部科学省総合教育政策局教育人材政策課まとめ)

※1 「学科等」とは、課程認定を受ける単位であり、「大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織」をいう。

※2 学科等数は延べ数であり、1学科等で幼・小・中・高の認定を受けている場合、「幼+小」「小+中」「中+高」「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」のいずれにも計上している。

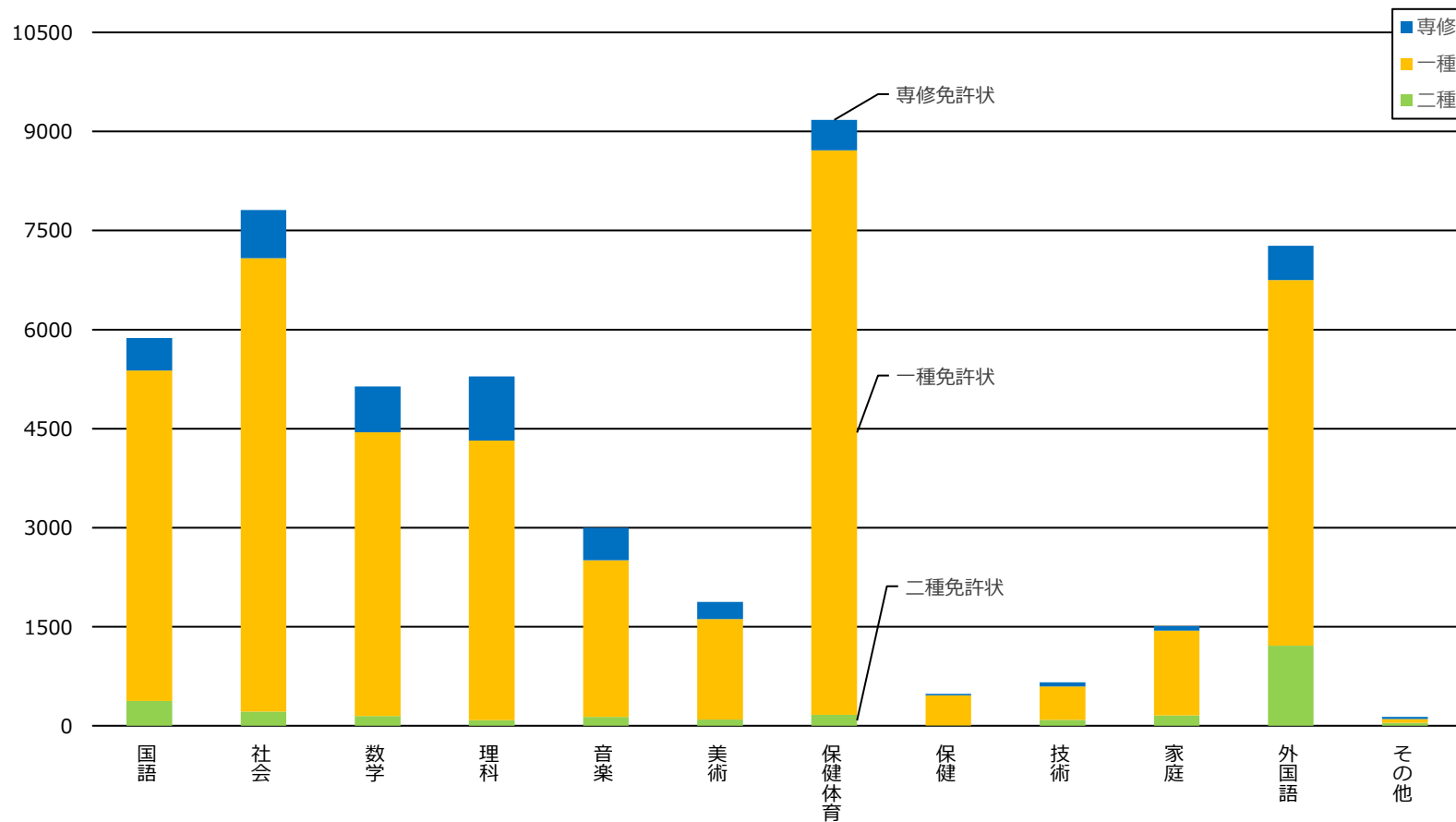
教職課程を有する大学等における免許状取得状況



(出典) 平成30年度教員免許状取得状況調査

平成30年度教員免許状授与件数

中学校教諭教科別



※ その他：職業、職業指導、職業実習、宗教

(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

他校種・他教科の免許状の所持による特別の選考

令和3年度（令和2年度実施）教員採用選考試験における複数の教員免許状の所持による特別の選考

校種	小学校					中学校				高等学校			特支		
	中 (英語)	中 (数学)	中 (理科)	中 (他教科)	特支	小	中 (他教科)	高	特支	中	高 (他教科)	特支	(複数の校種) 特支以外 (他教科)	特支以外 (他教科)	(複数領域・自立教科等) 特支
所持する他の 免許状															
特別の選考を 行っている区市 (/68区市)	37	22	22	26	39	26	30	5	38	5	23	22	16	12	10

(出典) 文部科学省調べ。

(注1) 「特支」は特別支援学校の略。

(注2) 調査対象は全68都道府県、指定都市、豊能地区（大阪府）教育委員会。

(注3) 「特別の選考を行っている区市」とは、加点あるいはその他の特別の選考（または両方）を行っている区市の合計。

小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書 写を 除 く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

全国の学校における

働き方 改革 事例集



令和4年2月



Contents

はじめに……1

Part 1

学校レポート わたしたちの働き方改革

FROM 福岡県久留米市立篠山小学校
教職員間の情報共有における課題をICTで解決へ……4

FROM 岐阜県岐阜市立岐阜中央中学校
「学びを止めないICT」から「働き方改革のICT」へ……8

FROM 千葉県千葉市立加曽利中学校
教員業務支援員の活用で教師の負担軽減を……12

Part 2

事例で知る 業務改善の具体的方法

目次・Part 2 の構成……17

Part 2 の読み方……18

取組リンクリスト……19

インタビューリンクリスト……24

組織的な取組……26

業務ごとの取組……29

業務分担の見直し……117

勤務時間の創出……129

支援スタッフの確保・活用……140

Part 3

明日からできる グループウェア活用法

グループウェア活用のメリット……148

グループウェア活用リスト……149

コラムリンクリスト……150

やりとり……153

予定管理……172

調査……195

実例で知る 業務改善の具体的方法

目次・Part 2 の構成

Part 2 は全国の学校、教育委員会から寄せられた「取組事例」と取組に対する「インタビュー」をベースに構成しています。下記に記したお困りの内容、知りたい内容ごとに、20ページリストから事例を探すことができますので、ぜひお役立てください。

具体的に改善したい業務がある方へ

オンライン会議の実施、所見の見直しなど、業務ごとに取組を紹介します。

業務ごとの取組

- p.19 学習指導/学習評価/生徒指導/進路指導・進路状況の調査
 p.20 特別活動/部活動/校外での活動
 p.21 出欠・保健情報管理/保護者対応/教務/調査/施設管理/校
 p.22 教職員間のやりとり・会議/研修・研究/会計業務/服務

一部の教職員に負担が偏っていることを解消したい方へ

担任業務や校務分掌など、負担の偏りが生じやすい業務の見直しについて紹介します。

業務分担の見直し

- p.23 業務分担の見直し > ① 教科担任
 p.23 業務分担の見直し > ② 学級担任
 p.23 業務分担の見直し > ③ 校務分掌

執務に使える時間が少なくお困りの方へ

執務時間を生み出すための日課表の組み方や動線の見直しなどについて紹介します。

執務時間の創出

- p.23 執務時間の創出 > ① 日課表の見直し
 p.23 執務時間の創出 > ② 電話受付時間の制限
 p.23 執務時間の創出 > ③ 指導要録の電子化
 p.23 執務時間の創出 > ④ 執務環境の整備

支援スタッフの募集・活用にお困りの方へ

外部人材にどのような業務を担っていただいているかについて紹介します。

外部人材の募集・活用

- p.23 支援スタッフの確保・活用 > 教員業務支援員
 p.23 支援スタッフの確保・活用 > 支援スタッフ

GIGA 端末を活用した校務効率化に取り組みたい方はPart

Google Workspace for Education™, Microsoft Teams で可能な業務改善ノウハウを紹介します。 p.147~

p.24_好事例提供校のインタビュー

Part 2 で扱った取組を実践し成果に繋げている教育委員会・学校にお話を伺いました。

p.18_Part 2の読み方

Part 2 の読み方をご紹介します。

業務分担の見直し①

教科担任

専科・教科担任制の導入

小 中 高 特選

取組内容

- 専科教師を増やし、担任に時間的ゆとりを持たせるようにした。
- 複数校を兼務する「専科教師制」を導入した。

削減時間

※担当1人あたりの目安

- 日 30分×年 200日 = **100.0** 時間/年

導入効果

- 担任や高学年担当者を中心に空き時間を増やすことができ、各教師が教材研究をする教科数も減ったため、全体の時間外勤務の削減につながった。
- 複数の教師で児童を見ることにより、学級崩壊のリスクが弱まった。

課題・対応

- 時間割の作成が複雑になる。 ▶ 時間割作成を複数人で行うようにした。
- 所見作成の情報交換が煩雑になる。 ▶ 職務分担を明確にした。初年度は慣れない点もあったが、2年目以降は業務負担を実践前より感じることはなさそうである。

INTERVIEW

p.118_担任間での授業交換+専科による教科担任制① / p.119_担任間での授業交換+専科による教科担任制② / p.120_合同授業+教科担任制で1時間空きコマを創出 / p.121_チーム+1で高学年の教科担任制を実現

小中間の乗り入れ授業

小 中 高 特選

取組内容

- 中学校(義務教育学校後期課程)の教師が小学校の教科担任を受け持った。
- または小学校で、中学校音楽や体育の免許保有の教師が中学校の該当教科を担当した。

削減時間

※担当1人あたりの目安

- 日 30分×年 200日 = **100.0** 時間/年

※中学校担当教師の負担増については中学校内での取組の中で負担軽減について配慮すること

事例提供校からの声

- 初めは学校間の連絡に時間がかかったが、慣れると授業準備の時間削減に繋がった。
- 空きコマが少ない小学校の教員に空き時間を生み出すことができた。

教科担任

担任間での授業交換+専科による教科担任制①

小学校の5年生3クラスの担任同士での授業交換により準備が必要な科目数を削減し、英語専科を組み合わせることで空きコマの創出に取り組む
北海道室蘭市立旭ヶ丘小学校にお話を伺いました。

INTERVIEW

どの授業を交換されているのですか？

- A. 5年生の3クラスの担任同士で、理科・社会・音楽・家庭科を交換しています。A先生は3クラス分の理科を担当し、B先生は3クラス分の社会を担当するという形ですね。授業の交換と英語専科を組み合わせることで、できるだけ時間を生み出そうとしています。

何をきっかけにこの仕組みを導入されたのですか？

- A. 教材研究の時間を充実させることによる学びの質の向上と授業改善を目指し、5年生から試験導入しました。今後は実施学年を拡大することを検討中です。

導入されて、先生からはどのような反応がありましたか？

- A. 専科と学年内での教科担任制を組み合わせることで空きコマができることが、時間の削減効果としては一番大きいとのことでした。ただ、それ以外にも、小学校は準備をしなければならない教科数が多いので、2教科ないし3教科分の準備の時間が削減されることで、授業準備の時間を他に割けるようになったのは良かったとのこと。また、担任1人ではなく、複数の先生が目で子供を見ることで、それぞれの子供の良かったところや課題について、多様な視点で見られるようになり、子供の状況を把握しやすくなったとのことでした。

関連頁 取組事例_p.117_専科・教科担任制の導入

INTERVIEW

担任間での授業交換+専科による教科担任制②

3～6年生の専科配置と6年生での担任同士の授業交換により一部教科担任制を進める宮崎県宮崎市立大宮小学校のお話を伺いました。



どの授業を交換されているのですか？

- A. 6年生の1組体育と2組算数、3組家庭と4組外国語の交換を行いました。試験的に実施ということで年間ではなく時期を限定して実施しました。加えて、3年生の理科・書写、4年生の理科・書写・音楽、5年生の社会・書写・理科・音楽、6年生の社会・図工・理科・音楽の加配を組み合わせ、学級担任の空き時間確保に繋げています。

どのような効果、または課題がありましたか？

- A. この取組だけの効果ではありませんが、上記のグラフからも分かるように、時間外勤務の削減に一定繋がっています。教職員からは、専門性のある質の高い授業を行うことができる、専科教員を含めて、複数の目で児童を支援することができるようになり、担任だけでは気づけない児童の様子を知ることができる、中1ギャップの解消にも繋がるといった肯定的な意見が多いです。
- A. 時間創作成が難しい、急な日程変更に対応しにくいといった課題はありますが、学年間で早め早めに日程調整を行うことで対応しています。

関連頁 取組事例_p.117_専科・教科担任制の導入

教科担任

合同授業+教科担任制で1時間空きコマを創出

体育の合同授業と教科担任を組み合わせることで、少なくとも1日1時間の空きコマを確保しているという群馬県東吾妻町立坂上小学にお話を伺いました。

INTERVIEW

体育の合同授業はどのように行われているのですか？

A. 本校は1学年5、6人の小規模校です。そのため、授業としても1学年で体育を実施するとうまく回らないという課題がありました。そのため、**低学年・中学年・高学年で体育の授業を実施**することとしました。安全配慮が特に必要な水泳については担任2人で一緒に見えています。

教科担任はどのように入っているのですか？

A. 特別支援学級と3年生の担任が音楽の免許を持っているので、それぞれ4~6年、1~3年の音楽をお願いします。また、教務主任が3~6年生の理科と3年生の図工を受け持っています。加えて、加配の先生に3、4年生の外国語、6年生の家庭科と書写を受け持っています。3年生の担任にとっては、1、2年の音楽の授業が増えますが、教務主任と加配の先生によって他のコマ数を減らしているため、全体で見ると、**1日1コマの空き時間を確保**できています。

先生方からはどのような反応がありましたか？

A. やはり、1日1時間空きコマがあると、事務処理などをその時間に終わらせずし、子供と離れて切り替える時間にもなるということで好評です。また、専門的な力のある先生にお願いできるのは有難いという声も上がっています。

関連頁 取組事例_p.117_専科・教科担任制の導入

教科担任

チーム+1で高学年の教科担任制を実現

担任同士の授業交換と専科を組み合わせることで教科担任制を実現されているという
岡山県早島町立早島小学校にお話を伺いました。

INTERVIEW

5年生	教科担任	担任共通	コマ数	6年生	教科担任	担任共通	コマ数
担任A	算数 5h×2学級 道徳 1h×5学級	国語 4h 総合 2h 体育 2~3h 学活 1h	25h	担任H	理科 3h×4学級	国語 4h 図工 1.4h 体育 2.6h 総合 2h 学活 1h	23h
担任B	理科 3h×5学級			担任I	算数 5h×2学級 道徳 1h×2学級		
担任C	音楽 2h×5学級 書写 1h×5学級			担任J	算数 5h×2学級 道徳 1h×2学級		
担任D	社会 3h×5学級			担任K	社会 3h×4学級		
担任E	算数 5h×3学級						
専科F	家庭科 1.7h×5学級 図工 1.4h×5学級	-	15h 学年事務	専科L	音楽 1.4h×4学級 家庭科 1.6h×4学級 書写 1h×4学級	-	16h 学年事務
専科G	外国語 2h×5学級	-	-	-	外国語 2h×4学級	-	18h

どのような背景から教科担任制を導入されたのですか？

A. ①学習指導、②生徒指導、③働き方改革の3つの観点より導入しました。
①学習指導に関しては若手教員の増加による**教科指導力の差を上げないこと**、②生徒指導に関しては「**学級担任**」から「**学年担任**」へ意識変革をし、学級担任との関係性がうまくいかない児童に対してもチームで支援をして、学級担任・児童双方の精神的負担を軽減すること、③働き方改革に関しては、学習指導要領改訂下でも**十分な教材研究の時間を確保**することが挙げられます。

導入されてみて、効果はいかがですか？

A. ①学習指導に関しては、年度始め単元テストの学級平均が10ポイント以上差がある教科もありましたが、12月時点では大きな差がなくなってきました。また、児童アンケートにおいても「いろいろな先生に教えてもらうことはよい」が90%前後、「各教科の授業の内容がよくわかる」も90%超という結果になっています。教職員アンケートにおいても「教科担任制により学習指導の充実につながっている」は100%でした。
A. ②生徒指導に関しては、教職員アンケートにおいて「生徒指導の充実につながっている」が7月時点では83%→12月時点では92%と一定の効果が出ているのではないかと思います。
A. ③働き方改革に関しては、「教材研究の時間の確保につながっている」とする教職員が100%でした。
A. 教職員からは「生徒指導上のこともみんなで行おうという雰囲気が出やすい」「学年単位で多くの先生の日々児童を見ることができて」「教材研究の時間が大幅に削減されている」といった声も聞かれています。

今後の課題は何かありますか？

A. 個別の児童への支援、経験年数が短い先生へのサポート、教室の数が挙げられています。些細なことでも担任に共有する。習熟度の差が付きやすい算数などは個別児童の習熟度に沿った支援を行う。教科担任制に合わせた教室配置にするなど、来年度、改善を行っていきたいと思います。

関連頁 取組事例_p.117_専科・教科担任制の導入

学級担任

全員・チーム担任制の導入

小 中 高 特支

取組内容

- グループ担任制を導入し、学級担任の業務負担を分散した。
- チーム担任制と時差出勤を組合せ、学年を担当する一人の教師が朝の会に出て、そのまま1限目の授業を担当し、別の教員は2限目からの出勤とし、部活動指導をすることとした(中学校)。

削減時間

※担当1人あたりの目安

- 日 20分×年 200日 = **66.7** 時間/年

事例提供校からの声

- 時差出勤を導入できた。また、生徒や保護者にチームで関わる雰囲気が醸成された。
- 生徒指導などにおいて、児童生徒一人一人の状況把握や情報共有に効果があった。
- ベテランと若手の組み合わせにより、若手教員の成長に大きな成果があった。

INTERVIEW p. 123_グループ担任制の導入

担任外の教員の活用

小 中 高 特支

取組内容

- 朝の電話対応や下校指導といった業務を担任以外で行うことによって、担任の負担削減を図った。

削減時間

※担当1人あたりの目安

- 日 15分×年 200日 = **50.0** 時間/年

事例提供校からの声

- 担任の業務時間外勤務が削減された。




学級担任

グループ担任制の導入

INTERVIEW

1年生(6クラス)において2クラスを3人で担任するグループ担任制によって、学級担任の業務負担削減や、学年チームとしての生徒指導に繋がっているという新潟県新潟市立内野中学校にお話を伺いました。

イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目
 ベテラン	1組 HR 担当	2組 HR 担当	-	1組 HR 担当
 中堅	2組 HR 担当	-	1組 HR 担当	2組 HR 担当
 若手	-	1組 HR 担当	2組 HR 担当	-

なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. 今の1年生は新潟市の少人数配当でいくと35人×7クラスになるのですが、縦割り活動を重視しているため学級のほうが活動を行いやすいという問題がありました。ただ、6学級にするとその分もちろん1学級の人数が増えますし、細かく、多面的に生徒を見ていくには複数の目があつたほうがよいではということでグループ担任制を導入しました。
- 他の学年担任制などの例を見ていると、4クラスを5人で担任や3クラスを4人で担任などの例がありました。授業に入るクラス数を考えると、教職員の人数を確保できるのであれば2クラス3人がよいかなと思います、今の編成にしています。

教師からはどのような反応がありましたか？

- A. 1学級の人数が多くなることへの不安が大きく、3人で見られるならいいよねという反応でした。実際にやってみると、特に若手からはベテランや中堅の先生から学ぶことが多い、生徒指導案件も1人で抱え込まなくてよいというポジティブな反応が多く出ています。

保護者の反応はいかがですか？

- A. 3人も担任の先生がいっしょやるんですかと肯定的な反応でした。小学校の時に、担任の先生とうまくいかなかった経験のあるご家庭は特に何人も先生から見てもらえることへの安心感があったようです。保護者面談も2回行って3人から自由に選べることにしています。1回目と2回目で先生を変えて異なる目からの意見を聞きたいという保護者も多いようです。

関連頁 取組事例_p. 122_全員・チーム担任制の導入

教科担任

学年担任制+教科担任の導入

3年生以上で、学年2クラスを2人で一緒に担任する学年担任制を導入されたという
埼玉県所沢市立柳瀬小学校にお話を伺いました。

イメージ

	9月1週目	9月2週目	9月3週目	9月4週目	
経験長	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当	一部の教科は 教科担任
経験短	2組 HR 担当	1組 HR 担当	2組 HR 担当	1組 HR 担当	

なぜ、グループ担任制を導入されようと思ったのですか？

- A. 「チーム学校」として組織的に対応しているというなかで出てきたアイデアです。
本校は2クラスしかないため、2人の担任で組んで、HRは交代で行い、理科はA先生が両方のクラスを担当、
社会はB先生が両方のクラスを担当という形で行っています。
また、一部の教科に関しては単元ごとに担当を変えたりしています。例えば、国語のAという教材に関してはA先生
が両方のクラスを担当するという形です。
- A. あわせて、子供も常に固定したクラスでなく、授業によっては半分クラスを入れ替えて行うこともあります。教師も子
供も「クラス」ではなく「学年」としての意識を高められるように工夫しています。

どのような効果がありましたか？

- A. やはり、教材研究の負担減に繋がっています。加えて、体育を合同で行うことで、専門性がある教師が中心になっ
て、片方の教師はそこから学ぶなど、教師の勉強にも繋がっているかなと思います。

若手にとって色々な教科の授業を行う機会が少なくなるという懸念もあるかと思いますが、どうさ
れていますか？

- A. もちろん、小学校なので全教科でできる必要はある程度ありますが、今後5、6年生の教科担任制も進んでいくと思
いますし、専門性を磨いていくことは非常に重要だと思っています。

ベテランの先生にとっては負担増加になるのではという懸念はありませんでしたか？

- A. 確かに若手の面倒を見ないといけないといった意識は高まるのかなと思いますが、ある意味それが狙いでもありま
す。自分のクラスだけが良ければ良いではなく、学年全体、学校全体へ視点を広げてもらいたいと思っています。

保護者との懇談会や個人面談はどのような形で行われているのですか？

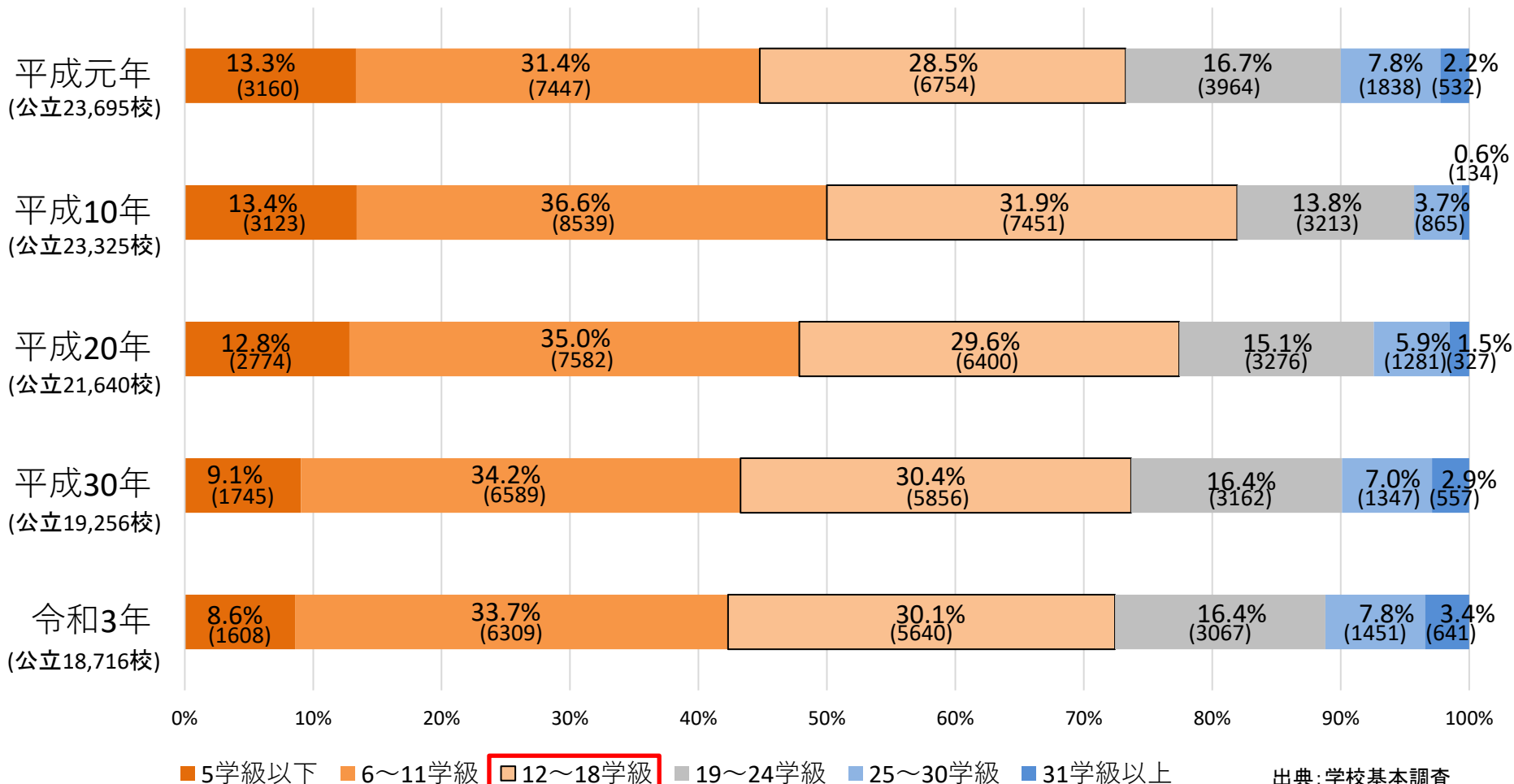
- A. 懇談会は2クラス合同で行っています。2人に対処できるので、心強く、精神的な負担も下がっているようです。個
人面談は1回目は全員と行って、2回目は希望初にしています。2回目は希望する人が少なければ、できるだけ
2人の担任が両方出席するようにしていますし、担任ではない教師との面談も可能にしています。

保護者からの反応はいかがでしたか？

- A. 多くの目に見守ってもらえるんだという優越感が大きかったように思います。学年間の差がなくなることへの賛同も
大きかったです。また、あわせて、担任だけでなく、誰にでも相談して欲しいというのをメッセージとして発信しまし
た。どうしても、保護者としては、言いにくいけど担任にまず言わないとダメだよという意識があると思うのですが、
今では、相談しやすい先生にまずは相談してもらおうという形にできています。

公立小学校の学級規模別学校数(割合)の推移

※グラフ中の()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



出典: 学校基本調査

標準規模

【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

中学校教諭免許状を有する小学校教員の割合

- ・ 小学校教員のうち、中学校教諭免許状を併有している者は、59.2%。
- ・ このうち、中学校の免許教科の内訳は下表のとおり。

(複数回答)(%)

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健
計	11.2	14.6	5.3	5.7	4.3	1.9	7.7	2.0

技術	家庭	職業	職業 指導	職業 実習	英語	他外国語	宗教
0.8	2.7	0.1	0.1	0.0	6.0	0.1	0.0

※小学校教員のうち、中学校教諭免許状を併有している教員の免許教科をそれぞれ計上し、教員総数で除した数値。

(参考①) 小学校5・6学年の週当たりの標準授業時数(イメージ)

	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語	道/特	総合	計
5学年	5	2.9	5	3	1.4	1.4	1.7	2.6	2	2	2	29
6学年	5	3	5	3	1.4	1.4	1.6	2.6	2	2	2	29

※学校教育法施行規則に定められている年間の標準授業時数について、年間35週と仮定して計算したもの。

(参考②) 中学校教員のうち、小学校教諭免許状を併有している者は、25.2%

小学校高学年における教科担任制の推進

- ✓ 児童の発達を適切に理解しつつ、教科横断的な視点によるカリキュラム・マネジメントの取組を進めるとともに、各地域や学校の実情に応じた小学校高学年における教科担任制の取組を進めていく観点から、**小学校と中学校の教員免許状の併有促進に留意しつつ、特定教科の指導に強みを持つ小学校教師を養成する取組を促進することが重要ではないか。**

※ 「令和の日本型学校教育」を担う教師人材確保・質向上プラン（令和3年2月2日公表）に基づき、小学校教員免許状が取得しやすくなるよう、以下の措置を講じることとしている。

◆ **義務教育段階において、免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）

小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に解説することで、重複する単位数を低減し、総取得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。

◆ **現職段階において、中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）

中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の強化も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。

◆ **小学校免許状を取得できる機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）

大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教書課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

小学校高学年における教科担任制の推進

- ✓ 学校規模や地理的条件等、各地域や学校の実情に応じ、義務教育9年間を見通した教科担任制の取組を推進する観点から、養成段階において小学校教員と中学校教員の免許状の併有を推進するため、**中学校教員養成課程を開設する学科等において小学校教員養成課程の開設を促進する方策についてどのようなことが考えられるか。**
- ✓ **小学校高学年における教科担任制を推進していくための特例的な措置として、例えば、開放制による教員養成の特性を生かし、教員養成を主たる目的とする学科等以外の学科等においても、小学校高学年における教科担任制に対応した小学校教員養成を行うことについてどう考えるか。**
 - ※ 1 小学校における指導の実態も踏まえ、児童の発達についての理解、教科担当の範囲などから小学校教員に要請される資質能力等を考慮し、教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）において、「小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない」ことが定められている（なお、いわゆる教員養成大学・学部以外の大学・学部であっても、教員養成を主たる目的とする学科や課程・コース等として小学校教員養成課程を設けることは可能であり、件数としては少ないが、体育学部や外国語学部等の下に小学校教員養成を目的としたコース等が設けられている事例も見られる）。
 - ※ 2 大学が小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件については、教科の専門性を高めることを重視した小学校教員養成課程の開設や小学校と中学校の免許状の併有等を促進するため、令和3年に教職課程認定基準が改正され、①小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件が緩和されるとともに、②小学校と中学校の教職課程の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲が拡大された。

中学校教諭免許状に加えて小学校教諭免許状を取得する場合に 最低限必要となる教職科目の開設及び履修のイメージ

- 表の黄色及び赤色網掛け部分については、共通の教職科目としてふさわしいものである場合に、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状に係る教職科目として共通に開設することが可能[※]であり、共通開設された科目の単位を修得した場合、当該単位については、両方の免許状の取得に必要な単位としてカウントすることが可能。

[※]大学が独自に設定する科目については、共通開設することに加え、例えば、中学校教諭免許状に係る教科指導法に関する科目として開設・履修した科目を、小学校教諭免許状に係る大学独自科目として位置付けることも可能。

- 小学校教諭免許状に係る「教科に関する専門的事項」に関する科目については、1教科以上の科目について修得するものとされており、中学校教諭免許状に係る「教科に関する専門的事項」に関する科目と共通開設することも可能[※]。

[※]複数の学科等に複数の教職課程を置く場合には、教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は教職課程認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を越えないものとする必要がある。

- 小学校教諭免許状に係る「各教科の指導法」に関する科目については、1種免許状の場合、全(10)教科、2種免許状の場合、6教科以上の教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上修得することが必要であるが、中学校教諭免許状に係る教科の指導法に関する科目については共通開設することも可能(技術、職業、職業指導、宗教を除く)。

⇒例えば、中学校1種免許状(数学)に加えて小学校教諭免許状を取得する場合に、教職課程認定基準に基づく共通開設ができない、最低限追加的に必要となる教職科目の単位数は、1種免許状の場合、9単位(教科)以上、2種免許状の場合、5単位(教科)以上となっている[※]。

[※]教職課程認定基準上、共通開設が可能とされている科目であっても、各大学における教員養成の目的・目標に照らして教職課程を編成した結果として、免許状毎に別に科目を開設・履修することとなる場合も想定される。また、個別の教職科目が小学校及び中学校の共通の教職科目としてふさわしいものであると認められるかどうかは、シラバスの内容等により個別に判断されることとなる。

[※]共通開設としない場合であっても、教育職員免許法施行規則の規定に基づき、小学校教諭1種免許状の場合最大15単位、同2種免許状の場合最大13単位について、中学校教諭免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができることとされている。

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	小学校		中学校	
		1種	2種	1種	2種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 □ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	30	16	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	6	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ 道徳の理論及び指導法 □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6	10	6
教育実践に関する科目	イ 教育実習 □ 教職実践演習	7	7	7	7
大学が独自に設定する科目		2	2	4	4
総単位数		59	37	59	37

小学校教員養成課程に係る指摘 ー過去の中教審答申等からー

○教員養成制度の改善方策について (昭和33年7月28日 中央教育審議会答申)

2 学校種別ごとに必要とされる教員の資質とその育成

(1) 小学校教員

小学校教員は、児童の教育に即する教職教養と全科担当の学力を必要とする。よって小学校教員の養成を目的とする大学で教育する必要がある。

○教員養成の改善方策について (昭和47年7月3日 教育職員養成審議会建議)

第1 大学における教員養成の改善充実について

1 教員養成を行なう大学のあり方

(1) 初等教育教員の養成は、幼児・児童の成長と発達についての全体的・総合的理解の必要性、教科担当の範囲など、初等教育の組織、方法などから初等教育教員に要請される資質能力を考慮すると、特定の専門分野の教育とあわせて行なうことは困難であるので、その養成を目的とする国公私立の四年制の大学・学部（主としてその養成を目的とする学科、専攻などを含む。以下中等教育教員および特殊教育教員の養成を目的とするものを含め、「教員養成大学」という。）で行なうものとする。

(2) 中等教育教員の養成は、担当教科の指導に必要な専門的学力や青少年の多様な教育的要求に応ずる指導などに必要な資質能力をじゅうぶんに養えるよう、教員養成大学およびこの要請にこたえうる充実した教育課程が編成実施できる一般の4年生の大学・学部（以下「一般大学」という。）で、それぞれの特色を生かして行なうものとする。

小学校教員養成課程に係る指摘 ー過去の中教審答申等からー

今後の教員養成・免許制度の在り方について（平成18年7月11日 中央教育審議会
答申）

①教員養成・免許制度の今後の在り方に関する検討

- 小学校の教員については、今後の教員需要の高まりや、幅広い分野から人材を登用することの意義等を考慮すると、学科等の目的・性格と教員免許状との相当関係や、教員養成の質の維持等に十分留意しつつ、教員養成を主たる目的とする学科等以外の学科等においても、その養成を可能とすること等について、検討することが必要である。